

双方向見守り・避難情報等配信サービスの導入及び「認知症高齢者」の記載について

下記の2事業について、令和6年3月定例会に高岡市介護保険条例の改正案を上程したい。

1 双方向見守り・避難情報等配信サービスの導入について

(1) 趣 旨

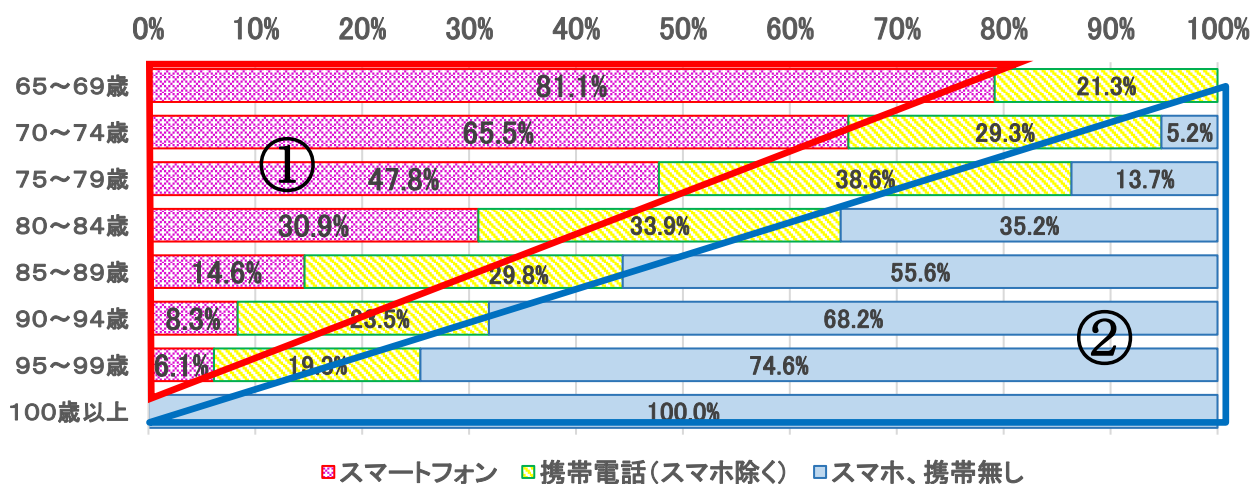
本市においては、令和6年度から高齢者の抱える様々な問題を解決するためのツールとして高齢者アプリを導入し、高齢者の生活の質の向上を図ることとしている（下記①）。

一方でスマートフォンを所持していない・利用できない高齢者（下記②）は、デジタル社会の中で取り残され周囲から孤立してしまう恐れがあり、そういった社会での孤立化を防ぐため、家族等と双方向でのコミュニケーションが可能な見守りサービスを導入し、誰も取り残さない施策体系を目指す。

また、防災情報メールや各種 SNS で配信する避難情報を自ら入手しづらい高齢者に対し、迅速・正確に伝達できるよう避難情報等配信サービスもあわせて導入する。

本事業は、第9期高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の在宅生活支援対策として、保健福祉事業（65歳以上の方の介護保険料のみで構成される事業）に位置付ける予定。

高岡市高齢者スマートフォン、携帯電話の年代別利用率(R5.1～2ニーズ調査による)



- (2) 対象者 防災情報メールや各種 SNS で配信する避難情報を自ら入手しづらい高齢者のうち、設置を希望する者。
- (3) 導入時期 令和6年6月上旬
- (4) 利用料 1人あたり数百円/月を想定

2 「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」の事業名の変更について

本事業について、事業名に「高齢者」の記載があると、65歳未満の若年性認知症の方が、利用する際に抵抗があると市民から意見があったことから、より多くの認知症の方に利用していただけるよう、「認知症個人賠償責任保険事業」に名称を変更する予定。（本事業においては、65歳以上は特別会計の保健福祉事業、65歳未満については一般会計で対応）

※本条例改正に合わせて、「高岡市認知症高齢者等 SOS 緊急ダイヤルシステム事業」についても、要綱改正を行い、「高岡市認知症 SOS 緊急ダイヤルシステム事業」に訂正すると共に、その他の「認知症高齢者」の記載についても「認知症の人」に記載を改めていく予定。